# インドネシア/中央カリマンタン州での調査のための手続き 再入国および出国手続き等を補足した2010年2月アップデート版

#### 嶋村鉄也1

調査期間: 2009 年 4 月 30 日~2010 年 4 月 29 日

**国/地域**:インドネシア、中央カリマンタン州・パランカラヤ・パランカラヤ大学国際熱帯泥炭管理センター(CIMTROP)の Setia Alam 調査区

テーマ: Effects of Plant Diversity on Carbon Sequestration in a Tropical Peat Swamp Forest

事例の特徴: 在大阪インドネシア総領事館より推薦書を受領し Ristek へ送付したが、Visa の取得は在ロンドンインドネシア領事館で行った。

2009年2月23日より JSPS の海外特別研究員として英国レスター大学へ2年程渡航する予定であり、それと同時にフィールドワークをインドネシアで行うことになっていたため、調査許可取得を開始する。当初の予定では、2月下旬に大阪領事館でビザを取得し、4月末にインドネシアへ渡航することになっていた2。3度目の申請ではあったが、手続きが順調にすすまず、ビザをロンドンで取得することになってしまった。

## 【2008年】

## 10月27日(月)

調査許可取得の手続きは RISTEK (The State Ministry of Research and Technology, Republic of Indonesia) ウェブサイトの Foreign Research Permit<sup>3</sup>に掲載されている書類を揃えることからはじまる。まずは以下の書類を揃えることから開始した。

## A自分で揃えるもの

- 1) Formal Letter of Request(Ristek へ申請書類を送付する際の送り状)
- 2) 英語の研究計画書 (Research Proposal)
- 3) 研究計画書の Abstract
- 4) パスポートのコピー (スキャンして電子化して保存すると便利)
- 5) パブリケーションリストを含む履歴書(CV)

2調査ビザの有効期限は取得後3ヶ月である。

<sup>1</sup> 愛媛大学農学部准教授

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Foreign Research Permit は、調査許可取得のためのマニュアルであり、しばしば更新されている。URL は以下のとおり。

 $<sup>\</sup>label{lem:http://www.ristek.go.id/index.php?mod=File&conf=frame\&abs=1\&file=file\_upload/lain\_lain/frp/frp3.html$ 

- 6) 背景が赤い写真 (4cm×6cm)
- 7) 調査道具のリスト

#### **B 建前上は用意してもらう書類**(自分で準備をし、サインをお願いするのが普通)

- 8) 担当教授および所属機関長からの推薦状
- 9) インドネシアでの活動資金を補償する書類

## C自分ではどうしようもないので、作成をお願いする必要がある書類

- 10) 英文の健康診断書
- 11) カウンターパートからの Letter of Support
- 12) 領事館からの推薦状

パランカラヤ大学の S 氏に調査カウンターパートになって欲しいとのメールを送り、 Letter of Support の発給をお願いした。また、愛媛大学の保健管理センターに英文の健康 診断書を発給するようにお願いした。

#### 11月2日(日)

S 氏よりメールの返事あり。現在、出張中とのことで、大学に戻り次第、Letter of Support を発給するとのこと。

#### 11月3日(月)

大学の保健管理センターから、健康診断書が届く。また、領事館からの推薦状を入手するために必要な書類について領事館へ電話で問い合わせる。上述の書類のうち領事館からの推薦状を除いた書類全てのコピーを領事館へ提出する旨を確認。書類は2週間程度で発給とのこと4。

## 11月10日(月)~11月12日(火)

今後の調査研究の打ち合わせ等で、パランカラヤ大学の方へ赴く。直接 Letter of Support を受け取りたい旨を S 氏の秘書に伝え、リサーチプロポーザルを提出した。残念ながら、この期間に Letter of Support を受け取ることは出来なかった。

#### 11月17日(日)

カウンターパートから CV を送るように連絡が入ったので、CV を送付した。同日中に返信があり、他にも研究参加者がいるのならば、その人達の CV も送付して欲しいと言われる。しかし、今回の研究計画は個人的なものだったので、その旨を連絡し、私の Letter of Support だけを発給して欲しいと伝えた。

## 11月28日(金)

その後、カウンターパートから連絡がなかったため、督促のメールを送信した。

<sup>4</sup> この電話には、「領事館へ○○大学の○○ですが、書類を送るのでよろしくお願いいたします」 という意味があると筆者は考えている。

### 12月4日(木)

カウンターパートからメールを受け取る。Letter of Support を直接、RISTEK の方へ送ったから、大至急 RISTEK へ申請書を送るようにとの事。しかし、Letter of Support がなければ在大阪インドネシア領事館からの推薦書の手配ができないため、RISTEK へ書類を送ることはできない旨を伝え、書類を私の方へ送付するようお願いをする。

## 12月5日(金)

カウンターパートからメールの添付書類で、Letter of Support の電子書類が届く5。これを、他の書類一式と共に封筒に入れ、在大阪インドネシア総領事館領事部へ速達で送付。

## 【2009年】

#### 1月7日(水)

領事館からの書類が到着しないため、在大阪インドネシア総領事館へ電話をして問い合わせる。「あなたの書類は到着しておりません」と言われ愕然とする。調査許可申請書類の準備を開始して2ヶ月以上経過していたにもかかわらず、何も進んでいないことに絶望しそうになるが、嘆いていても仕方がないので、書類一式を再び準備する。

#### 1月8日(木)

領事館へ書類一式を再送付する。

#### 1月9日(金)

領事館より電話あり。推薦状を大至急発給するので送付先は大学でいいかとの問い合わせ。

## 1月12(月)

領事館から推薦状が届く。推薦状を封筒に入れ、EMSで RISTEK に送付。カバーレターに、Letter of Support は昨年 12 月にカウンターパートからそちらへ直接送付されているはずなので確認して欲しいとの旨を付け加え、Letter of Support のコピーを添付した。書類のソフトコピーの送付は、RISTEK から書類受領のメールが来てから送付したらよいとの情報を入手していたため、この段階ではソフトコピーの送付は行わなかった。

## 2月13日(金)

RISTEK からの連絡が無いため、書類が届いたかどうかを確認するメールを送信 (frp@ristek.go.id) 6。また、同時に書類のソフトコピーの添付も行った。この際に、RISTEK の連絡先についていろいろと調べていたら、オンライン登録フォームのページに たどりついたので、そこでレジストレーションもした。

<sup>5</sup> 通常は数日で発給してくれるはずであるが、今回は特別時間がかかってしまった。

<sup>6</sup> このメールアドレスにメールを数回送ったが、返事が帰ってきたことは無い

ただし、このページは現在 RISTEK のトップページからたどり着くことができないため、意味が無いと思われる。

この頃、日付は定かではないが京都にある S 研究所の K 氏から電話がある。どうやら K 氏の調査許可申請もスムーズに進んでいない模様。K 氏は近日中に、インドネシアへ渡 航し RISTEK へ向かう予定とのことだったので、私の調査許可の受付状況および、調査ビザをロンドンで受け取りたいという旨について RISTEK へ伝えてもらうようにお願いをした。

#### 2月17日(火)

RISTEK から連絡がないため直接電話をし、私の申請書類が届いているかどうかの確認をお願いする。折り返しe-mailで連絡するといわれたが、その後連絡はなかった。

#### 2月18日(水)

再び問い合わせのメールを送信したが、返事はなかった。しつこく申請書類のソフトコピーを送付してみた。この頃、書類が RISTEK に届いていないのでは無いかという疑念が私の中で渦巻いていた。総領事館の悪夢再びか…

## 2月19日(木)

再度、RISTEK へ直接電話をし、調査許可申請について問い合わせる。今回はその場で確認してくれ、私の申請書が届いている事が確認できた。また、調査ビザを取得する場所を問われたため、ロンドンで取得したい意向を伝えた。

## 2月23日(月)

イギリスへ渡航する。

#### 3月3日(火)

S研の K 氏からメールを受け取る(メールは 2 月 23 日に送信されていたが、英国渡航直後はしばらくメールを確認していなかった)。メールの内容は、私の調査許可が The Coordination Team of Foreign Research Permit で承認されていた旨と、さらに以下の書類を RISTEK の方へ提出する必要がある旨を伝えるものであった。

提出する必要がある書類7

9. Klarifikasi IPR Agreement dengan mitra kerja

(CIMPTROP-Universitas Palangka Raya)

IPR: Intellectual Property Right

カウンターパートのS氏へ、この書類を大至急RISTEKに送付するようにお願いのメールを送信する。

<sup>7</sup> この書類はタイトルからしてカウンターパートと私自身の署名が必要と思われるが、手続きが煩雑になりそうなため、気にせずカウンターパートに丸投げをしてみた。

K さんはこの時、独自に作成した調査許可申請マニュアルを私の方に添付してくれていた。このマニュアルはその後の手続きにおいても非常に役立っている。さらに K さんは、MERP (Multiple Exit Re-entry Permit) 8や Bebas Fiskal 9取得に関する手続きについて、適宜連絡しつづけてくれた。 K さんに深く感謝する。

## 3月5日(水)

カウンターパートのS氏からメールがあり、現在出張中であるが、出張が終わったら書類をRISTEKの方に送付するとの $\mathbf{s}^{10}$ 。

#### 3月23日(火)

RISTEKへe-mailを送信し11、調査許可がどうなっているかを確認する。

#### 3月24日(水)

RISTEK の Sri Wahyono 氏からメールの返信あり、3月15日に正式に許可を受け、ロンドンの領事館で申請書を受け取ることが可能であることを連絡してきた。以前 LIPI で手続きを行っていた頃は、Fax でビザ発給用の書類が送付されてきていたが、このメールでは調査ビザ用の照会番号を知らされただけであった。念のため、愛媛大学に照会したが、Fax は送られて来ていなかった。また、ロンドンの領事館へ、ビザ申請に必要な書類について e-mail で問い合わせたが返事は無かった。

### 3月26日(金)

ロンドンの領事館へ電話をして、ビザ申請について必要な書類について問い合わせる。 この際に名前と調査ビザの照会番号を伝えた。

必要書類は以下の通りであった。

- 1. 在ロンドンインドネシア領事館の HP 上 pdf でアップされている申請フォーム (要記入)
- 2. £ 100 の Postal Order (郵便為替) <sup>12</sup>
- 3. 4.5×3.5cm の写真
- 4. 所属研究機関からの推薦状

諸般の理由により領事館に行けるのは 4 月 15 日になるがそれでもいいかと聞くと、それでかまわないとのことであった。

### bersambung

10 この書類については実際にカウンターパートから RISTEK の方に送付されたのかどうか未確認である。また RISTEK のマニュアルにはこの書類について言及されていない。

<sup>8</sup> 複数回入出国許可証。通常のビザは一回出国してしまうと無効になってしまう。

<sup>9</sup> 出国税の免除。もちろん入国手続きほどではないにしろ、出国手続きにも手順がある。

<sup>11</sup> K 氏からの情報を受けて調査許可担当者 Sri Wahyono 氏(wahyono@ristek.go.id)と実務担当者の Asep Purnawa 氏(asep@ristek.go.id)の双方にメールを送信した。

<sup>12</sup> この時点の為替レートで 15,000 円程度である。GBP 暴落の直後であったためこの額で済んだとはいえ、日本で申請する金額と比較して 2 倍の価格である。GBP 暴落前であったならば 23,000 円程度であろう。可能ならば日本で申請したい。

## 3月30日(月)

英国での私の受け入れ研究者である P 氏にお願いをして、在ロンドンインドネシア領事館宛の推薦状を作成してもらう。

#### 4月3日~5日

愛媛大学での国際セミナーに参加するために一時帰国をする。RISTEK への申請は愛媛大から行ったため、所属機関からの推薦状も愛媛大学である必要があるかもしれないと考え、愛媛大学からも在ロンドンインドネシア領事館宛の推薦状を作成してもらった。

## 4月15日(水)

ロンドンのインドネシア大使館へ行く。大使館正面には米国大使館があり、厳重な警備がなされていたが、インドネシア大使館では厳重な警備はなされていないようだった。大使館の前に到着すると、ビザ申請は別の住所で受け付ける旨をしらせる看板がドアに貼り付けられていた。たまたま、通りかかった大使館員が、ビザ申請窓口の場所を教えてくれた13。同じ建物の裏口からビザ申請窓口に行けとのことであった。

ロンドンのビザ申請窓口では、午前中  $(10:00\sim12:00)$  のみビザ申請を受け付けており、午後  $(14:00\sim16:00)$  はビザを受領する時間帯となっている。10:00 前に到着すると、すでに 2 人並んでいた。この日は 10:15 分くらいに、ドアが開き中へいれてもらえた。私より前に申請していた人は、郵便為替ではなくカードで支払いを行っていた<sup>14</sup>。

申請は準備した書類 (3月26日参照のこと) 15を提出するだけであった。結局、所属機関からの推薦書はレスター大学からの推薦書のみを使用した。また、申請の際には渡航用の航空券の提示を求められた。矛盾するようであるが、在ロンドンインドネシア大使館のビザ申請の HP では、航空券を購入する前にビザを入手することが薦められている。その薦めに従い航空券は予約していない事を伝えたが、特に問題はなかった。

ビザの受け取りには中 2 日 (2 営業日)必要とのこと。20 日に来いといわれたが、その日は予定があるため 21 日にしてくれとお願いをし、21 日に再び来て受け取ることにした。この時、引換証のようなものを渡され、受け取りの際に必要であるので必ず持ってくるようにいわれた。

#### 4月21日(火)

再びロンドンのビザ申請窓口へ赴く。14:00 に受付の開始の予定であるが、案の定 14:15 分くらいに窓口が開いた。この受付の窓口が開く間に、小用を催してしまった。しかし、

<sup>13</sup> 私の見た目が高貴なためか、インドネシア語で話しかけられた。決して、私の事を怪しんで話しかけたわけではないはずである。

<sup>14</sup> 私の記憶違いかもしれないが、Credit カード・Debit カードのうちどちらかが使用できなかった。確認する必要がある。

<sup>15</sup> 写真に関しては、その辺の道ばたにある 4 枚 1 組の 3 分間写真を切りわけずにそのまま持って行った。受付の人はそれを受け取ると、適当に切り抜いて申請フォームにホッチキスで貼り付けていた。また、この担当官は、"インドネシア人の恋人をつくったらどうだ?"と尋ねてきたが、私は"俺には愛する妻がいるからそれはできない"と丁重にお断りをした。

建物内にビザ申請者が利用できるトイレを確認することが出来なかった。保安上の観点からも当然のことであろう。この時は、前回受け取った引換証を渡し、受領証にサインをして、ビザが貼られたパスポートを受け取った。

## 4月22日(水)

オンラインで、インドネシアへの航空券を購入する16。

#### 4月28日(火)

RISTEK の Sri Wahyono 氏と Asep 氏に 5月1日の午前中に RISTEK に行くので、書類一式を準備するようにお願いする内容のメールを送信。

#### 4月29日(水)

メールだけでは不安なので、Ristek に国際電話をして再度リマンインドをしようとする。しかし、繋がらず<sup>17</sup>。そのまま英国を出発する。Gatwick 空港で食べた昼飯は「遅い」・ 「高い」・「不味い」と三拍子そろっていた。

## 4月30日(木)

今回はエミレーツ航空を使用し、ドバイ経由で入国した。飛行機内では、着陸寸前に入国カードが配られた。その際、インドネシア国籍者用の入国カードを手渡された。CA に外国人用に変えてもらうように頼んだが、着陸直前との理由で手に入れることは出来なかった。結局入国審査場においてある入国カードを使用した。その記入に時間をとられたため、入国審査場で長い間待つこととなった。入国審査時にどこに行くのかを訪ねられる。ここで、答えた地名が入国スタンプの中に記入される18。ここに記入された場所の入国管理局で KITAS (一時滞在許可証)を取得することになるため、注意が必要である19。また、入国後7日以内20に KITAS を申請する場所の入国管理局事務所に行く必要があるので、ジャカルタでの手続きはスムーズに行う必要がある。

ここで、京都大学アジア・アフリカ地域研究研究科の杉島教授夫妻と合流する。この後、 ジャカルタでの手続きを夫妻と一緒に行う。

## 5月1日(金)

Jl. M.H.Thamrin No.8, Jakarta – Gedung BPPT Lt.8

RISTEK の Sekretariat Perizinan Peneli Asing (外国人調査許可局)を訪れる。調査 許可申請料として 100 米ドルを支払う。LIPI 時代には JSPS との協定があり、JSPS の資

<sup>16 &</sup>lt;a href="http://www.skyscanner.net/">http://www.skyscanner.net/</a> このサイトでは、非常に安く航空券を購入することが可能。

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> この時は Skype Out を使用したが、呼び出し音すらならなかった。 Skype Out が RISTEK の電話に対して使用可能かどうかを確認する必要がある。

<sup>18</sup> パランカラヤは Palangka Raya と記述するのであるが、私のパスポートには Parangka Raya と間違った綴りで記載されていたが別に問題は起こらなかった。中央の入国管理官にとって、地方の地名などどうでもいいらしい。

<sup>19</sup> 私と同時期にパランカラヤで KITAS 申請をしていたある外国人のパスポートには、ジャカルタと記載されておりパランカラヤの入国管理局で問題となっていた。

<sup>20 2010</sup>年2月の段階で、7日間ではなくもっと長い期間となっているらしい。要確認。

金で調査に来ている場合はこの 100 米ドルは支払う必要がなかった。念のため、RISTEK に変わっても同制度は引き続き残っているのかを尋ねたところ、その協定はもうないと言われたため、100 米ドルを支払う。また、入国後 7 日以内に KITAS を申請する入国管理局事務所に行く必要があるが、それが無理ならば、RISTEK から入国管理局事務所に連絡をして遅れる旨を伝えるが、それは必要か?と問われたが、それは必要ない旨を伝える。21

#### ここで渡したもの

パスポートコピー(顔写真頁、ビザ頁)

6cm×4cm の写真22

#### 受け取った書類

- 1. インドネシア国家警察公安調査局長宛の SKJ の発行依頼書
- 2. 内務省 国民政治統合総局 社会政治組織ファシリテーション局長宛の SPP (調査 告知書) の発行依頼書
- 3. パランカラヤ入国管理局事務所長宛の KITAS (一時滞在許可カード) の発行依頼 書
- 4. インドネシア国家警察考案調査局長宛の SKLD (出頭済み証明書) の発行依頼書
- 5. カウンターパートである S 氏へのレター
- 6. RISTEK 発行の調査許可書 (SIP)
- 7. 外国人調査者カード

私の場合はこの日に訪れる旨を事前に連絡していたため、 $1\sim7$  の書類を同時に受け取ることが出来た。通常、事前連絡なしに訪れると上記の書類のうち1と7以外は翌日発給になるようである。

## 5月4日(月)

Jl. Trunojoyo No.3, Kebayoran Baru, Jakarta Selatan

インドネシア国家警察、外国人受付窓口(Pelayanan Orang Asing)に行く。SKJの申請を行う。受け取りは翌日とのこと。SKJがなければ内務省での手続きが出来ない。

#### 提出書類

- 1. RISTEK からの国家警察公安調査局長宛の SKJ の発行依頼書
- 2. 外国人受付窓口にある申請フォームに記入したもの
- 3. パスポートコピー (顔写真頁、ビザ頁)
- 4. 写真(背景赤・6cm×4cm)

<sup>21</sup> 土日を含めての7日であり、実質的には5日しかない。このルールを考慮にいれ、到着日を 調整する必要がある。従って、手続きを完了させるには運も必要である。

 $<sup>^{22}</sup>$  背景を赤にすることと RISTEK の要項には書かれているが、手元になかったため背景が薄い青の写真を手渡した。本当は赤じゃないと駄目だと言われたが、何事もなく受け取ってもらえた。ジャカルタに到着したら写真屋で背景赤の証明写真を大量に準備するとよい。必要なサイズは  $6\times4$ 、 $4\times3$ 、 $3\times2$ cm である。

受け取り書類

SKJ の申請書類の受領証

## 5月5日(火)

インドネシア国家公安調査局において SKJ を受け取る。その足で SKJ のコピーを作成し、内務省へ向かい SPP(調査活動通知書)の申請を行う。

Jl. Medan Merdeka Utara No.7, Gedung Baru Lt.5

#### 提出書類

- 1. RISTEK からの SPP 発給依頼書
- 2. SKJ のコピー
- 3. RISTEK 発行の調査許可状(SIP)のコピー
- 4. 写真(背景赤、3cm×4cm)
- 5. パスポートコピー(写真頁、ビザ頁)

13:00 過ぎに、SPP を受け取るようにいわれ、SPP の申請書類の受領証をもらう。13:00 過ぎに再び訪れるも、サインをする人が外出中であるとのことで 1 時間以上待たされた後に受領。

受け取り書類

- 1. 本人所持用の SPP
- 2. 中央カリマンタン州政府宛の SPP

これで全てジャカルタでの手続きは終了。パランカラヤ行きの航空券を購入する。

## 5月7日(木)

インドネシア入国後7日目であったので、早朝のフライトでジャカルタを出発する。空港でパランカラヤ大学のスタッフに迎えに来てもらい、S氏の研究所へと向かう。S氏は外出中であった。S氏の秘書に今日がインドネシア入国後7日目であるので、入国管理局事務所へ行かなければならない旨を伝えたが、書類はS氏のスタッフが代理で申請するので、あなたは指紋の押印時に警察とイミグレに行けばよいと言われ、一連の必要書類を提出した。

- 1. RISTEK から、S氏に宛てた書類
- 2. RISTEK から、パランカラヤ入国管理局事務所に宛てた KITAS 発行依頼書
- 3. インドネシア国家警察考案調査局長宛の SKLD (出頭済み証明書) の発行依頼書
- 4. SKJ のコピー
- 5. RISTEK 発行の調査許可状 (SIP) のコピー
- 6. 内務省から受け取った中央カリマンタン州政府宛の SPP
- 7. パスポートのコピー (顔写真頁・ビザ頁)
- 8. 写真複数枚(背景赤、2×3cm、3×4cm、4×6cm 多数)

- 9. SKLD と KITAS の申請料 (35 万+75 万で 110 万ルピア)
- 10. 出入国カードの半券

## 5月12日(火)

パランカラヤの入国管理局事務所へ向かい、必要書類に記入した後、写真、指紋を採取して終了。

## 5月13日(水)

S氏の秘書から KITAS および Buku Pengawasan Orang Asing (Immigration Control Book, 入国管理手帳)を受け取る。その後、SKLD の申請のため、警察に行く必要があったが、担当者が出張中であったため 10 日後でよいといわれる。

## 5月26日(火)

今回は、Letter of Support の取得に一ヶ月、領事館からの推薦状の取得に一ヶ月、申請書の到着確認に一ヶ月と非常に時間がかかってしまった。インドネシアでは、事務手続きがスムーズに進まないことはよくあることである。そのような状況に慣れすぎて、督促を少々怠ったために、今回は通常よりも時間がかかってしまったと考えられる。少々、しつこいくらいがよいのかもしれない。

この後はMREP (複数回入出国許可証: Multiple Exit Re-entry Permit) 及び、Bebas Fiskal (出国税免除) などを取る必要があるので、これらについては、機会をあらためて報告する予定である。

(以上は2009年6月に執筆したものに、修正・加筆したものである)

## SKLD について

その後、6 月に SKLD の申請受領書を受け取った。SKLD の受領は 2 ヶ月後になると言われていたが、私も S 氏のスタッフもすっかり SKLD の事を失念しており、結局 12 月に受け取ることとなった。

## 再入国許可について(Exit-Rentry Permission Single)

S氏の秘書に再入国許可を取得したい旨を伝え、以下の書類を渡す。私は出国の 2 週間前にこの手続きをお願いするようにしている。

- 1. パスポート
- 2. Buku Pengawasan Orang Asing
- 3. 45 万ルピア (ただし、複数回出入国許可の場合はこれ以上の価格) これらを提出した後、1 週間程で、再入国許可証、および S 氏の研究機関と RISTEK

双方からの Surat Permohonan Bebas Fiskal (出国税免除願い) と RISTEK からのコピーを受け取ることが出来る。<sup>23</sup>

#### 出国について

ジャカルタのスカルノ・ハッタ空港では、チェックインをした後に Bebas Fiskal の窓口へ向かい、出国税免除願いを提出し、Bebas Fiskal の証明書をもらう。これを、空港の出国カウンターの直前にある Fiskal チェックの窓口に見せると、証明書の半分をちぎって、スタンプを押してもらう。これを出入国管理窓口で見せると出国税が免除される。24

入国の際に使用した出入国カードの半券は入国管理局に提出済みのはずであり(5月7日参照)、返却されない。そのため、ここで新たに出入国カードを受け取る。これは飛行機搭乗の際に提出するが、半券(入国分)を受け取ることとなる。この半券は再入国許可を使用して、次に入国する際に入国管理官に提出するので、保管する必要がある。

今回、調査許可取得手続き、再入国許可取得と一連の手続きを行った。また、S氏およびS氏の秘書が、パランカラヤ到着後の手続きを行ってくれるため、パランカラヤに到着してから私自身が行うことは無いに等しかった。

こうして文書にまとめてみると、全ての手続きを自分で行っていた学生時代と比較して膨大な量の手間が省けているのが実感できる。以前、出国に関わる書類は、1) カウンターパートにお願いをして出国に関わる書類の申請願いを各担当部署宛に書いてもらったうえで、2) それを各役所にもって行き半日~数日待つ必要があった。さらに、出国税免除手続き・出国許可の取得などはジャカルタで数日かけて行う必要があった。地方分権化によって各種手続きを地方で行うことができるようになったということも理由の一つではあるが、S 氏とそのスタッフの尽力によるものがおおきい。S 氏および S 氏の秘書である Y 氏に深く感謝する。

また、S氏の管理下にある NL 研究林を隣接する国立公園に編入するという動きがあるとの情報を耳にした。ここは私のメインの調査地でもある。もし、この研究林が国立公園に編入されると保護区に指定されてしまう。すると、Surat Izin Masuk Kawasan

<sup>23</sup> 通常、再入国許可の取得は 7~10 日程度で可能である。私は余裕を持って 2 週間前には再入国許可の取得をお願いしている。しかし、2009 年 12 月に再入国許可を申請した際は、パランカラヤでは大統領の訪問、全国州知事のミーティングが開かれ、入国管理局事務所が閉鎖され再入国許可の取得が大幅に遅れた。そのため、パランカラヤ滞在を 1 日延ばした。また、2010年 2 月に申請した際は、パランカラヤ入国管理局事務所長が交代する時期と重なり、しばらくの間、書類にサインをする人がおらず、手続きが滞っていた。結局、予定していた飛行機の離陸時間 20 分前に再入国許可を受け取った。この時は搭乗する飛行機が遅延したため運良く帰国することが出来た。このような不測の事態に対処するため 3 週間程度の余裕が必要かもしれない。

 $<sup>^{24}</sup>$  2009 年 12 月の段階では、Bebas Fiskal の窓口で航空券にスタンプを押してもらうだけだったが、2010 年 2 月では手続きがこのように煩雑化された。また、2009 年 12 月まではカウンターパート(パランカラヤ大学)からの Surat Permohonan Bebas Fiskal を窓口に提出するだけでよかったが、2010 年 2 月の段階では中央省庁からの Surat(この場合は RISTEK)を持ってきてくれと言われた(しかし、この時点ではパランカラヤ大学からのレターのみで出国税免除をうけることはできた)。

Konservasi (SIMAKSI: 保護区入域許可) と保護区の担当管理官宛のレターをジャカルタで取得したうえで、保護区の事務所に向かう必要が生じる。この SIMAKSI の取得には半日~3日かかるといわれており、NL 研究林が国立公園になると手間がさらに増えることとなる。そのようにならない事を祈る。

(2009年3月擱筆)